

地方独立行政法人りんくう総合医療センター 清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和4年2月7日

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「病院」という。）は、患者等の利便に資するため令和4年度からの清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。事業者決定にあたり入札に参加される方は、この募集要項を熟読のうえお申し込みください。

1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

(1) 自動販売機設置にかかる募集物件

物件番号	施設名称 (所在地) ※1	物件名称	貸付面積 ※3	自動販売機使用 可能範囲寸法 幅×奥行	最低貸付料 (年額・税 抜額)	契約 期間	自動販売 機形式等
①	地方独立 行政法人 りんくう 総合医療 センター (大阪府 泉佐野市 りんくう 往来北2 番地の2 3)	病院1階自動 販売機コーナ ー【北側】	1.62 m ²	1.37m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサ ルデザイン 対応型
②		病院1階自動 販売機コーナ ー【南側】	1.62 m ²	1.37m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサ ルデザイン 対応型
③		病院2階玄関 横【海側】	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサ ルデザイン 対応型
④		病院2階玄関 横【山側】	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサ ルデザイン 対応型
⑤		救命救急セン ター1階玄関	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサ ルデザイン 対応型

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月から入院患者さんへの面会を禁止しており、再開は未定です。

※2 貸付面積には、自動販売機、容器回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

容器及び販売品目 (容 器) 缶、ビン、ペットボトル、紙等の密閉式容器

(販売品目) 水、お茶、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク類、炭酸飲料、
ジュース類等

(2) 定期建物貸付契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

(3) 貸付料

落札者（設置事業者）が入札した額に消費税率を乗じた額を1年間の貸付料とする。また、貸付料については1年分を毎年4月に一括で支払うものとする。

(4) その他必要となる経費等の負担

- 1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、光熱水費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- 2) 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、毎月病院から通知した金額を、設置事業者が病院へ納入する。

(5) 設置及び維持管理責任等

- 1) 自動販売機は、消費電力が1.5KW以内のものとし、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するにあたっては、「自動販売機設置自主ガイドライン（日本自動販売協会）」を遵守し、転倒防止対策についても「自動販売機の据付規準（JIS規格）」及び「自動販売機据付規準マニュアル（日本自動販売システム機械工業会）」を遵守した措置を講じるものとする。ただし、原則的には床面へのアンカー止めは不可とする。
- 2) 設置事業者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- 3) 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を病院に請求することができない。
- 4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、販売品目により、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
- 5) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- 6) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 契約上の制限

契約期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- 1) 契約書の条件を遵守し、貸付料などを期限までに確実に納付すること。
- 2) 契約期間中に、入札参加資格要件にかかる許認可等の取り消しを受けていないこと。
- 3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- 5) 販売品目は必要な場合病院と協議を行うものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(7) 契約の取り消し

- 1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を取り消します。
 - ①貸付物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

- ②契約の条件に違反する行為があると認める場合
 - ③設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - ④設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑤設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- 2) 上記1) の②から⑤までの場合、既に収めた貸付料を還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。
- 3) 上記1) の②から⑤までの場合、全ての自動販売機の契約を取り消すものとする。
- 4) 上記1) の②から⑤までの場合、2025年3月31日までの病院が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札等に参加することができないものとする。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間の満了又は契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を病院に請求することができないものとする。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 大阪府内で清涼飲料水等の販売をしている者で、泉佐野市内に本店または支店（営業所、販売所等）（以下「販売拠点」という。）を置いている法人又は個人。
- (2) 申請時から過去1年以上、販売拠点以外において自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。（販売拠点の実態確認ができる者に限る。）
- (3) 納税について未納の税額がない者。
- (4) 次の1) から6) までのいずれにも該当しない者であること。
 - 1) 成年被後見人
 - 2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - 3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - 4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - 5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - 6) 破産者で復権を得ない者
- (5) 次の1) から5) までのいずれにも該当しない者（1) から5) までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
 - 1) 病院との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者
 - 2) 病院が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3) 落札者が病院と契約を締結すること又は病院との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4) 正当な理由がなく病院との契約を履行しなかった者

- 5) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 応募手続き等

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、入札（郵便入札）により行うものとする。

(2) 入札までのスケジュール

スケジュールは次のとおりです。

項目	日程
募集要項の公表	令和4年2月7日（月）
入札参加申請の受付	令和4年2月7日（月）～ 令和4年2月22日（火）
質問の受付	令和4年2月7日（火）～ 令和4年2月10日（木）午後5時まで
質問の回答	令和4年2月15日（火）
入札書到達期限	令和4年3月7日（月）（必着）
開札立会参加確認・立会参加申請期限	令和4年3月7日（月）午後5時まで
開札日時	令和4年3月8日（火）午前11時（10:50受付開始）

(3) 応募手続き

1) 募集要項の公表

募集要項は、令和4年2月7日（月）から地方独立行政法人りんくう総合医療センターホームページにおいて公表する。 <http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

2) 入札参加申請等

応募者は、次により申請書類を提出すること。提出は持参又は郵送によるものとする。

①入札参加申請の受付期間

令和4年2月7日（月）～令和4年2月22日（火）（必着）

（持参の場合は上記期間の午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで（土日祝日除く）

②提出先又は送付先

〒598-8577 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係宛

（病院隣接「りんくう教育研修棟」3階）

③提出書類

提出書類は次表による。

提出書類一覧表

名称	書類
入札参加申請書	(様式1)
自動販売機設置(経営)状況報告書	(様式2)
入札使用印鑑届	(様式3) 代表者印を使用する場合でも提出すること
誓約書	(様式4)
(個人の場合)住民票(抄本) (法人の場合)法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	—
市税について未納の税額がない証明 ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	泉佐野市税について、法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「市税について未納の税額がない証明」
営業証明書 ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「営業証明書」(営業していることの届出があったことの証明)

3) 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問及び回答は次のとおり行うものとする。

①質問方法

「募集要項に関する質問書」(様式5)に内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

提出先	りんくう総合医療センター事務局会計課契約係
提出先電子メールアドレス	k-keiyaku@rgmc.izumisano.osaka.jp

②質問受付期間

令和4年2月7日(月)～令和4年2月10日(木)(午後5時まで)

③回答方法

募集要項に関する質問に対する回答は、質問者へ電子メールにて回答する。

④回答日

令和4年2月15日(火)

4 入札(郵送入札)方法等

(1) 入札書提出方法は一般書留又は簡易書留による郵便での入札とする。

1) 郵送は決められた方法により、令和4年3月7日(月)(必着)までに地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係に到着するように郵送すること。

2) 郵送は、一般書留又は簡易書留によるものとし、持参、宅配便、電子メール又はFAX等によるものは認めない。なお、郵送料は入札参加者の負担とする。

3) 入札書(様式7)は、A4書類が入る封筒に封印し、開札日、件名、「入札書在中」(朱書)及

び入札者の商号・名称を記入すること。(下図封筒見本参照)

- 4) 郵送用封筒 (A4書類が入る封筒) には3)の入札書の封筒を同封し、表面には、送付先(地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係まで記載)、「入札書在中」と朱書きすること。裏面には、入札者の商号・名称、担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
- 5) 郵便局窓口で郵送手続きが終了した入札書の撤回、引換え等はやできないものとする。

地方独立行政法人りんくう総合医療センター郵便入札 封筒見本

■ 郵送用封筒

封筒サイズ 入札用封筒が入る定形外封筒

封筒記載事項 <記載例>

(封筒・表面)	(封筒・裏面)
---------	---------

郵便の場合書留または簡易書留

〒598-8577
大阪府泉佐野市りんくう往来北
2番地の23
地方独立行政法人
りんくう総合医療センター
事務局会計課契約係 宛

入札書在中

所在地
商号・名称
部署・担当者

■ 入札書用封筒

封筒サイズ A4サイズの書類が入る定形外封筒

封筒記載事項 <記載例>

(封筒・表面)	(封筒裏面)
---------	--------

令和4年3月8日開札
地方独立行政法人
りんくう総合医療センター
自動販売機設置事業者入札

入札書在中

商号・名称

- (2) 入札書に記載する貸付料入札金額は、物件番号毎に年額・税抜額（消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。なお、物件番号毎で辞退する物件がある場合は、入札書の該当する物件番号毎の貸付料入札金額（年額・税抜額）欄に「辞退」と記載すること。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 入札参加申請受付を行った場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本件の入札参加資格を取り消す。
- (5) 入札者が1者となった場合においても入札を執行する。
- (6) 開札には入札参加者またはその代理人が立合うことができるものとする。
- (7) 入札参加申請受付後に、全物件について入札を辞退する場合は入札書郵送前においては開札日前日までに入札辞退書（様式8）をりんくう総合医療センター事務局会計課契約係宛てにFAX送信するものとし、また入札書郵送後においては、りんくう総合医療センター事務局会計課契約係に電話連絡後提出するものとする。なお、開札当日の入札辞退書（様式8）の提出については開札開始時刻までにりんくう総合医療センター事務局会計課契約係へ持参しなければならない。入札書到着期限を過ぎかつ開札までに入札辞退書（様式8）の提出がない場合は入札不参加とする。

5 開札方法等

(1) 開札立会参加確認及び立会参加申請

「開札立会参加確認及び立会参加申請書」（様式6）に必要事項を記入し令和4年3月7日（月）午後5時までに、りんくう総合医療センター事務局会計課契約係宛てFAX送信すること。

FAX番号：072-469-0081

(2) 開札日時

令和4年3月8日（火）午前11時00分（午前10時50分から受付開始）

※開札立会者は、「入札参加申請書（控え）」及び（1）によりFAX送信した「開札立会参加確認及び立会参加申請書」（様式6）の本書を持参すること。

(3) 開札場所

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

りんくう教育研修棟 3階第3会議室（病院隣接建物）

(4) 開札方法及び落札者決定方法

- 1) 開札立会者の入札室入室は1入札参加者につき1名とする。
- 2) 開札立会者は、入室後私語、携帯電話、スマートフォンの使用を禁止し、休憩等の申出は一切受けない。
- 3) 開札立会者がいない場合は、当該入札事務執行者以外の職員が立会いするものとする。
- 4) 開札は、開札立会者の面前において全物件を同時に開札し、物件毎に病院が設定する最低貸付料（年額・税抜額・事後公表）以上の額で、かつ、最高金額を入札した者をそれぞれ落札者として決定する。
- 5) 各物件に設定されている最低貸付料（年額・税抜額・事後公表）に満たない入札は無効とする。
- 6) 同一金額の入札者が2者以上ある場合は、ただちに抽選により決定する。この場合において

開札立会者が抽選を行うものとする。なお、開札立会者がいない場合は、当該入札事務執行者以外の職員が抽選を行うものとする。抽選は予備抽選及び本抽選とする。

(5) 落札者（設置事業者）等の発表及び公表等

開札後ただちに最低貸付料金額、落札者名及び落札金額を発表し、入札参加者宛て電子メール又はFAXで通知する。

(6) 落札者（設置事業者）の決定の取り消し

落札した者が正当な理由なく、指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合は、落札者が落札した全物件の設置事業者としての決定を取り消す。

(7) 落札者（設置事業者）決定取り消し後の取扱い

上記（6）の場合、その物件番号毎に、次に高い金額（最低貸付料金額以上の額であること。）を入札した者を落札者とし、設置事業者として決定する。この場合、前記（4）落札者の決定方法を適用する。

(8) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。入札参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者は、入札に参加することができない。また、開札立会者は、不穏当な言動等により正常開札の執行を妨げたり、他の開札立会者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる立会者としての態度を保持しなければならない。

(9) 契約の取り消しにより自動販売機が撤去された場合、当該施設の次の自動販売機設置業者の選定については、その物件の次に高い金額（最低貸付料金額以上の額であること。）を入札した者と協議の上、設置事業者として決定できるものとする。ただし、前記（4）落札者の決定方法を適用する。また、設置期間は当該物件入札時の条件を適用する。

6 落札後の事務処理について

落札者（設置事業者）に決定した者は、病院と自動販売機設置方法及び日程等打合せのうえ令和4年3月18日（金）までに、下記書類を提出し、契約手続きを行うこと。なお、契約手続きに要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

(1) 固定資産借受申請書

(2) 設置場所の図面（募集要項の図面を加工するか、会計課より提供を受けること）

(3) 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）

(4) 販売品目一覧表

《参考》

■外来・入院患者数等

	外来	入院
延患者数 (2021.4～2021.12)	145,799 人	82,677 人
稼働日数	183 日	275 日
1 日平均延患者数 (2021.4～2021.12)	797 人	301 人

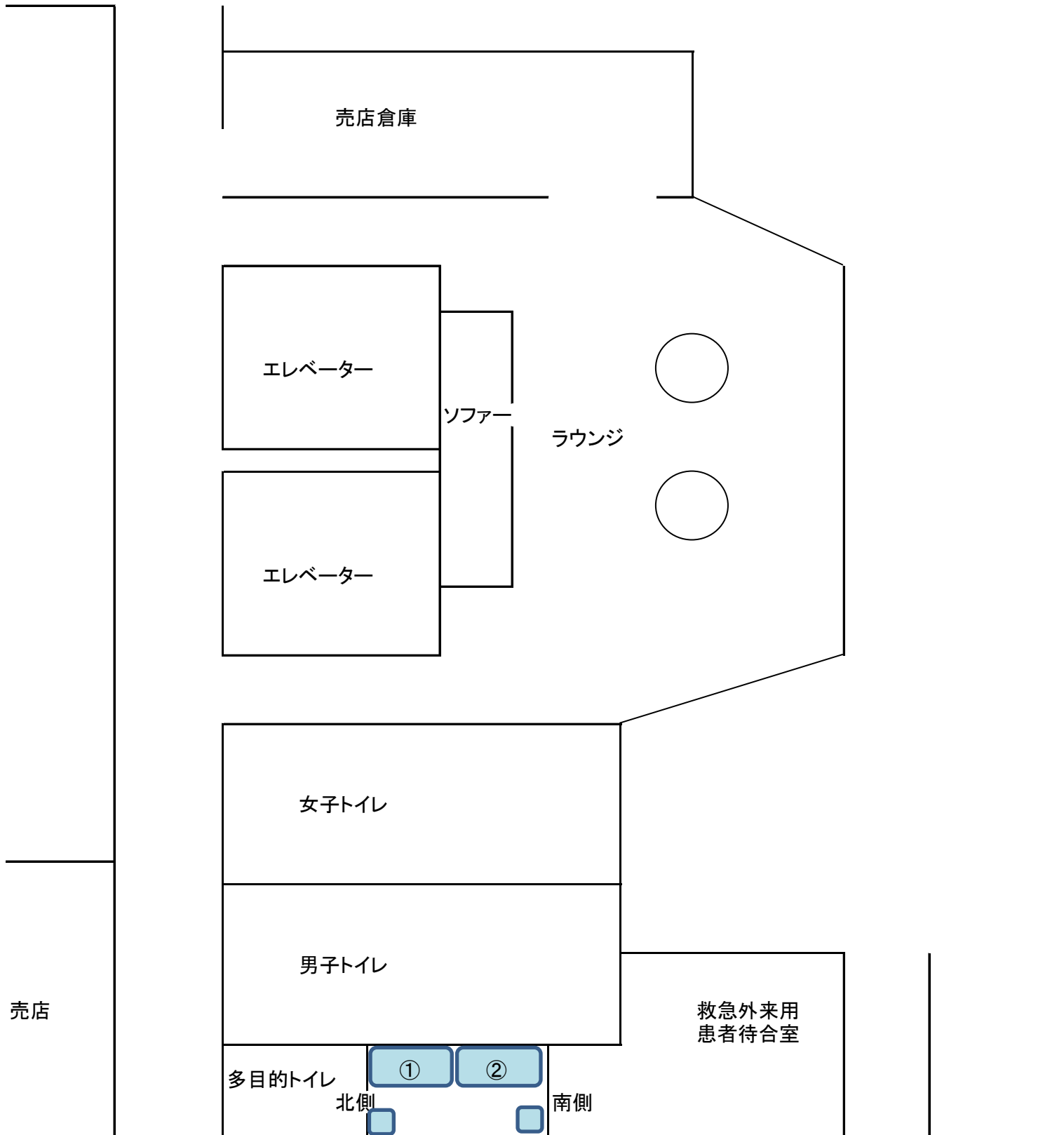
■職員数 (令和3年4月1日現在)

約 1,100 人 (他業務委託事業者従業員有り)

■契約金額実績 (令和3年度)

対象物件		年間貸付料(税抜額)実績
①	病院1階自動販売機コーナー(北側)	421,000円
②	病院1階自動販売機コーナー(南側)	600,000円
③	病院2階玄関(海側)	440,000円
④	病院2階玄関(山側)	410,000円
⑤	救命センター1階玄関	694,444円

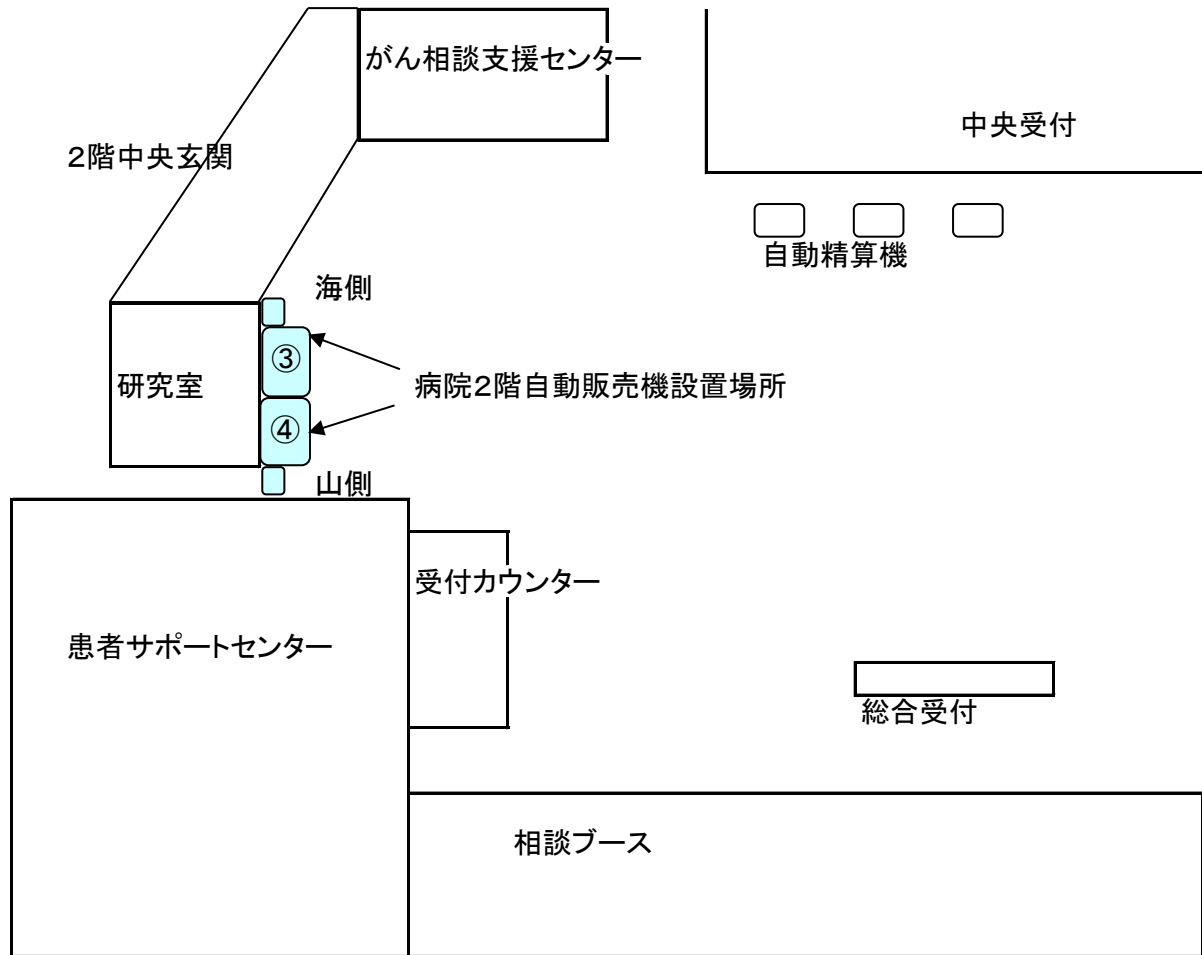
地方独立行政法人りんくう総合医療センター
病院1階自動販売機コーナー 位置図



病院1階自動販売機コーナー

1階出入口 →

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
病院2階自動販売機設置場所 位置図



地方独立行政法人りんくう総合医療センター
救命救急センター1階玄関 自動販売機設置場所 位置図

